

広報

みさと号外

第2報 平成28年5月5日発行

がんばろう熊本 がんばろう美里町

平成28年熊本地震により被災された皆さまにおかれましては、心よりお見舞い申し上げます。全国各地からの物心両面にわたる様々なご支援、ご協力をいただきながら、復旧、復興に取り組んで参ります。未だに予断を許さない状況ですが、互いに助け合いの気持ちを持って、町民みんなでこの難局を乗り越えましょう。

このたび、広報みさと号外第2報を作成しました。ぜひご一読いただきますようお願い申し上げます。町の最新情報については町ホームページで随時更新しています。パソコン・スマートフォン・タブレットなどでご確認ください。

なお、広報みさと5月号は、5月19日（木）に配布予定です。

最近よく聞く言葉だけど、詳しく知りたい！

りさいりさい

羅災証明・羅災届出証明とは？

地震や台風などの自然災害によって家屋等への被害を受けた場合、町が、災害の被害に遭われた方の申請によって、お住まいの家屋の被害状況の調査を行い、その被害状況に応じて「全壊」「大規模半壊」「半壊」「一部損壊」などを認定し、証明するものです。

こういった場合、町では「羅災証明書」または「羅災届出証明書」を発行します。なお、火災による羅災の事実の証明は、宇城広域連合消防本部で実施しています。

こんな支援を受ける場合、
「羅災証明書」が必要です

◇ 公的支援

・被害のあった家屋や土地の固定資産税や国民健康保険税を、一時的に減免または猶予するとき
・被災者生活再建支援金や義援金の支給を受けるとき（被害程度や世帯人数、年収などによって受給額が異なります）
・仮設住宅や公営住宅への入居を申し出るとき
・災害復興住宅融資を受けるとき（被害程度などにより受けられない場合があります）

◇ 民間支援

・金融機関が有利な条件で融資を行う場合があります。
・私立学校などの授業料減免の可能性があります。
・災害保険の保険金を受給することができます。
☆地震保険については羅災証明は不要の場合もあります

☑ 羅災証明とは

ポイント①・・・住家（建物）被害の証明です。
ポイント②・・・町職員が現地調査に伺います。

町職員による「家屋被害認定調査」を行い、全壊・大規模半壊・半壊・一部損壊・床上浸水・床下浸水の区分で被害程度を判定し、証明するものです。こちらの証明の場合は現地調査を必要としますので、すぐに発行ができません。早めに申請を検討されることをお勧めします。

☑ 羅災届出証明とは

ポイント①・・・住家以外の（動産等）被害の証明です。
ポイント②・・・羅災証明書を申請したということ
を証明するものです。
ポイント③・・・即日発行。現地調査は行いません。

自然災害による物件等の被害について写真などで確認し、被災者から羅災の届出があったということを証明するものです。このため、町の職員による「家屋被害認定調査」は行わず、被害程度についても判定しません。

被害程度の判定を必要としない住宅の被害、動産（自動車・家財など）の被害、工作物（物置・塀など）の被害等については、この証明書で対応します。

羅災証明・羅災届出証明の手続き方法

- ◇申請場所 中央庁舎 総務課 行政係 ☎46-2111（代表）
砥用庁舎 健康窓口課 総合窓口係 ☎47-1115（直通）
- ◇受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで
- ◇手数料 羅災届出証明1件につき300円（羅災証明は無料）
- ◇申請時に必要なもの（羅災証明・羅災届出証明に共通して必要）

- ①羅災証明願（申請書）
※役場に備え付けてあります。町ホームページに様式を掲載しています。
- ②印鑑
- ③被害の状況がわかる写真
- ④建物図面（提出することができる場合のみ）



羅災証明・羅災届出証明のQ & A

Q. 住家の所有者以外が申請に来ても大丈夫？

A. 基本的には所有者（同一世帯者）の申請になります。世帯員以外の方が申請に来られる場合は、任意様式の委任状が必要です。本人確認書類、または住民基本台帳で確認します。

Q. 印鑑は必ず必要？

A. 被災し行方不明になっている場合もあるため必須とはしませんが、氏名のみは必ず直筆としています。

Q. 羅災証明書を複数枚欲しい

A. 1世帯につき原則1枚のみの発行となっています。再発行はできません。必要な場合はコピーしてご使用ください。

Q. 証明書はいつ発行できる？

A. 羅災証明の場合、現地調査が必要になるため、受け付けから数か月かかる場合もあります。調査は、倒壊の危険があるものなど緊急を要するものから優先的に行います。羅災届出証明の場合は即日発行となります。

応急仮設住宅・町営住宅の入居希望者の受け付けを開始します

災害対策本部では、今回の地震により家屋の建て替えや家屋に居住することが困難な世帯を対象に、応急仮設住宅・町営住宅の入居希望者の受け付けを開始します。なお、被害の程度により入居できない場合もございますので、ご了承ください。

Q. 一次調査では何を調査するのか？

A. 内閣府が示す基準に基づき一次調査を実施します。柱の傾斜・屋根・壁・基礎などの被害状況を数値化し総合的に判断します。

Q. 写真をデータ（スマートフォン、SDカードなど）で持ってきて大丈夫？

A. 時間を要しますので、できるだけ印刷されての申請にご協力ください。

Q. 家の中まで見てほしい

A. 羅災証明の一次調査については外観からの調査のみとし、所有者と連絡をとっての自宅内調査は行いません。全ての家屋を内部調査のために所有者と連絡調整しながら調査すると、かなりの時間を要するためです。

Q. 二次調査はあるのか？

A. 一次調査による結果を通知後、再度調査依頼があった場合、後日建物内立ち入りの二次調査を行います。

- ◇申込開始日 5月4日（水）

◇申込締切日 5月10日（火）

◇問合先 中央庁舎 総務課 ☎46-2111（代表）
砥用庁舎 企画情報課 ☎47-1111（代表）

裏面もご覧ください



お知らせします！災害関連情報

美里町のいま・これから

美里町ホームページ



家屋被害についての調査を実施

○家屋被害認定調査（実施中）

町では4月26日（火）から29日（金）まで、宮城県女川町から派遣された4名の職員と一緒に、家屋の被害認定調査を実施しました。それ以降は申請に基づき町職員が調査を実施しています。また5月3日（火）から5日（木）までは国から派遣された8名の職員も同行して調査を行います。罹災証明が出ているところから調査をしていますので、ご理解の程よろしく申し上げます。

○応急危険度判定1次調査（終了）

熊本県から派遣された応急危険度判定士が、危険度の高いと思われる家屋を対象に応急危険度判定の1次調査を実施しました。なお2次調査については、県下の調査件数が多いため、開始時期は未定となっています。

震災がれきの持ち込みについて

○持ち込み場所（5月15日まで）

- ・美里町役場中央庁舎 庁舎裏グラウンド
- ・美里町役場砥用庁舎 西側駐車場

○受付時間

午前8時30分から午後4時30分まで

○持ち込み可能ながれき

瓦・ブロック・木くず・割れたビン・ガラス・セトモノ・蛍光灯・金属など

☆必ず分別をして持ち込んでください

義援金の受入口座を開設しました

多くの方からお問合せをいただいております、美里町に対する義援金の口座を開設させていただきました。

口座名義 熊本地震美里町災害義援金 美里町長 上田泰弘

フリガナ クモトジシンミサトマチサイガイギエンキン ミサトチョウチョウ ウエダヤスヒロ

口座番号 熊本宇城農業協同組合 下東支所 普通口座 0087325

受付期間 6月30日（木）まで

※JA窓口での振込手数料は免除されます。

※ATMを使用される場合は有料となります。

家屋被害認定調査と

応急危険度判定の違いとは？

家屋被害認定調査・・・町職員が住家に対しての被害状況を調査します。この結果が罹災証明に反映されます。

応急危険度判定・・・専門の応急危険度判定士が住家を含める建物全般の判定を行います。応急危険度判定は、人命にかかわる二次的災害を防止することを目的としています。判定結果は、建築物の見やすい場所に赤・黄・緑の紙で危険度を表示し、居住者や付近を通行する歩行者などに対してもその建築物の危険性について情報提供するために行います。

罹災証明のための調査や被災建築物の使用の可否を判定するなどの目的で行うものではありません。

※赤い紙が貼られても、被害が「全壊」という意味ではありません。

一般ごみについて

震災で発生した一般ごみについては、宇城クリーンセンターへ持ち込んでください。クリーンセンターへ持ち込む際は、搬入許可書が必要となります。搬入許可書は役場中央庁舎または砥用庁舎で発行しています。

受付期間 5月15日（日）まで

受付時間 午前8時30分～午後4時

※土・日・祭日も無料で受付を行っています。

被災者生活再建支援制度

☆この窓口は13日（金）に福祉課に設置予定です☆

この制度は、被災者生活再建支援法に基づき、住宅が全壊（全焼・全流失）した世帯、あるいは住宅が半壊または敷地等に被害が生じ、やむなく解体した世帯、大規模半壊世帯に、被災者生活再建支援金を支給し、生活の再建を支援するものです。

◇支給対象となる世帯

（支給の申請受付は、罹災証明書発行後になります）

①居住する住宅が「全壊」した世帯・・・全壊世帯

②居住する住宅が「大規模半壊」「半壊」で、倒壊防止などのやむを得ない事由により、住宅の全部を解体した世帯・・・解体世帯

③居住する住宅が「大規模半壊」した世帯・・・大規模半壊世帯

ボランティアセンターについて

社会福祉協議会では、4月22日よりボランティアセンターを立ち上げています。5月2日時点で177名の方がボランティアで活動していただきました。センターでは現在も募集を行っています。

主なボランティア内容

- ・がれきの撤去、瓦などの片付け
- ・地震による被害の屋内掃除 など

ボランティア受付

福祉保健センター湯の香苑 ☎46-3409

自宅のお風呂が壊れた方へ

今回の地震によりご自宅の風呂が損壊し入浴できない世帯について、設備の修繕などで使用可能となるまでの期間、道の駅美里「佐俣の湯」の無料入浴パスを発行します。希望される方は、まず各地区の嘱託員・嘱託補を通じてご連絡ください。

問合先 経済課 ☎46-2114（直通）

給水について

給水容器を持参のうえ、お越しく下さい。

・給水場所 中央庁舎のみ

・給水時間 随時（庁舎外の水道になります）

住宅の応急修理の前に確認を！

大規模半壊・半壊世帯で、災害救助法に基づく住宅の応急修理を検討されている方へ

以下の要件を全て満たす世帯が、制度の対象者になります。（※そのほか年収制限（半壊）や応急修理の範囲などにも条件があります）

- ・災害により大規模半壊または半壊の住家被害を受けたこと。そのままでは住むことができない状態にあること。
- ・応急修理を行うことによって、避難所等への避難を必要としなくなること。
- ・応急仮設住宅（民間賃貸住宅借上げ制度を含む）を利用しないこと。

※町が、修理を依頼する事業所を指定することになりますので、修理を始める前に役場福祉課（☎47-1116（直通））にご相談をお願いします。

被災ローン減免制度について

今回の地震により被災された方々が新しい生活を立て直すとき、震災前からのローンの支払いは重い負担となります。そんな時、今年4月1日から運用が始まった「被災ローン減免制度（私的整理ガイドライン）」が強力な味方となってくれます。

被災ローン減免制度とは…

義援金・支援金・弔慰金に加え、原則としてこれとは別に預貯金を500万円まで手元に残し、ローンと抵当権を整理する制度です。住宅ローン、自動車ローン、個人事業ローンなど様々なローンが対象となります。ただし、利用できる方とできない方がいますので、詳しくは下記までお問合せください。

・熊本県弁護士会 ☎0120-587-858

受付時間：平日 午前10時～午後4時

・金融庁相談窓口 ☎0120-156-811

受付時間：平日 午前10時～午後5時